

# JA 長期継続入院保障付住宅ローン

[長期継続入院特約付団体信用生命共済]

対象商品	「JA住宅ローン」		
資金使途	○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。		
	①住宅の新築・購入(中古住宅も含む) ②宅地の購入(一定期間内に新築し、居住する予定があること) ③住宅の増改築・改装・補修 ④他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換およびお借換とあわせた増改築・改装・補修 ⑤上記①～④のお借入とあわせた他金融機関等からお借入中の目的型ローン等の残債務のお借換(おまとめ住宅ローン対応) ⑥上記①～⑤に付随して発生する一切の費用		
借入金額	○10万円以上10,000万円までとし、1万円単位とします。ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当JAの定める範囲内であり、所要資金の範囲内とします。 ○なお、詳細については、お近くのJA窓口までご相談ください。		
お借入期間	○3年以上40年以内 ※他金融機関住宅ローンのお借換の場合は、現在お借入中の住宅ローンの残存期間内 ※おまとめ住宅ローン対応を行う場合は、お借入期間は、住宅ローンにおけるお借入期間の範囲内		
ご利用いただける方	○詳細については、お近くのJA窓口までご相談ください。		
ご融資条件	○詳細については、お近くのJA窓口までご相談ください。		
ご融資利率	○上記対象住宅ローンの金利+年●●%		
担保	○ご融資対象物件に原則として第1順位の抵当権を設定登記させていただきます(すでにお持ちの土地に建物を建築される場合については、土地も担保として差し入れていただきます)。担保物件については、火災共済(保険)にご加入いただき、その共済(保険)金請求権に質権を設定させていただく場合があります。		
保証料・手数料	○別途保証料ならびに手数料がかかります。詳しい商品内容はお近くのJA窓口までご相談ください。		
付帯される共済についての概要	正式名称	長期継続入院特約付団体信用生命共済	
	ご加入について	年齢	加入可能な加入時の年齢範囲は、20歳から65歳までとなります。
		告知	健康状態を「団体信用生命共済 被共済者加入申込書兼告知書」で告知していただきます。告知に際し事実を告知されなかったり、事実でないことを告知されますと、共済金が支払われない等の不利益がございますので、特にご注意ください。告知内容や全国共済農業協同組合連合会に保有する情報等によって、ご加入をお断りすることがあります。※傷病歴等によっては、医師の診査を受けていただくことがあります。(健康診断結果表等の内容によっては、医師の診査に代えることができる場合があります。)
		保障期間	この共済契約における保障の開始時は、資金受取時(資金を分割して受け取られる場合には、初回資金受取時)となります。また、保障終了日は債務の弁済を完了した日となりますが、それ以前に所定の年齢になられた場合または所定の期間が経過した場合は、その月の末日となります。詳しくは、お借入予定のJA窓口にお問い合わせください。
	共済金のお支払い	被共済者が共済期間内に次のいずれかに該当した場合、共済契約者(JA)に共済金が支払われ住宅ローン残額(利息を含む)が全額返済されます。 ※約定利息、約定延滞利息および遅延損害金について、ご負担いただく場合があります。	
		1.死亡されたとき 2.保障の開始時以後に生じた傷害または疾病により、所定の後遺障害の状態になられたとき	
		長期継続入院保障について	被共済者が共済期間内に次の条件(下記1.)を満たす入院をされた場合、所定の手続き完了後に、共済契約者(JA)に対して共済金(下記2.)が支払われ住宅ローンの返済に充当されます。
		1.入院の条件	保障の開始時以後に生じた災害または疾病により入院され、給付基準日(入院した日から31日目となる日および以後の1か月ごとのその日の応当日)においてその入院が継続しているとき。ただし、保障期間を通して36か月分の支払いが限度となります。
	2.支払われる共済金の額	(1)初回の給付基準日においては、その日以後最初に到来する約定返済日における約定返済額 (2)次回以後の給付基準日においては、各給付基準日が到来するごとに、すでに到来した最終の約定返済日の翌約定返済日における約定返済額 ※約定返済額に、約定延滞利息、遅延損害金等は含みません。	
	共済金が支払われない場合	○被共済者が次のいずれかに該当した場合、( )の共済金のお支払いができません。 ①保障の開始時の属する日から1年以内に自殺されたとき(死亡共済金) ②「団体信用生命共済 被共済者加入申込書兼告知書」に、告知日現在および過去の健康状態等について事実を告げなかったか、事実でないことを告げ契約が解除されたとき(死亡共済金・後遺障害共済金・長期継続入院共済金) [ただし、お支払い事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、支払われます。] ③被共済者の故意により所定の後遺障害の状態になられたとき(後遺障害共済金) ④保障の開始時前の疾病もしくは傷害が原因で所定の後遺障害の状態になられたときまたは入院されたとき(後遺障害共済金・長期継続入院共済金) ⑤契約関係者に詐欺等の行為があった場合や共済金を詐取する目的で事故を起こした場合、契約関係者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、共済契約の全部または一部が取り消され、または解除されたとき(死亡共済金・後遺障害共済金・長期継続入院共済金)	
○被共済者が次のいずれかに該当した場合、長期継続入院共済金のお支払いができません。 ①被共済者の故意または重大な過失により生じた災害または疾病により入院されたとき ②被共済者の泥酔または精神障害の状態を原因として生じた災害により入院されたとき ③被共済者の犯罪行為により生じた災害または疾病により入院されたとき ④被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた災害により入院されたとき ⑤被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた災害により入院されたとき ⑥被共済者の薬物依存により入院されたとき			
*上記「共済金のお支払い」事由が戦争その他の変乱により生じた場合には、共済金の一部が削減されることがあります。			
※上記はあくまで概要です。ご加入にあたっては必ず「団体信用生命共済のご説明(要約)」、「申込書ご記入のご案内」、「団体信用生命共済のしおり」および「長期継続入院特約付団体信用生命共済のしおり」をご確認ください。			

※ローンのお申込みにあたりましては、当JAおよび当JA指定の保証機関の審査がございます。  
審査の結果によりましては、お申込みをお断りすることがございますので、ご了承ください。

2023年4月1日現在